

農地賃借料情報



平成 21 年 12 月に施行された農地法の改正に伴い、今までの標準小作料制度が廃止され、これに代わり農地の賃借料情報を提供することになりました。

平成 26 年 1 月から平成 26 年 12 月までに、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定された賃借料及び農地法 3 条許可により設定された賃貸借における賃借料水準（10a 当たり）は、以下のとおりとなっています。

なお、平均額の 2 倍以上の借地料により、周辺農家の借賃が著しく引き上げをもたらす恐れがある権利取得の場合は、農業委員会は指導を行うこととなっておりますのでご注意ください。

1 畑（普通畑）の部

地 域 名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区（低台）	9,200 円	14,000 円	4,700 円	187
幕別地区（高台）	7,400 円	11,000 円	4,000 円	263
忠 類 地 区	4,000 円	5,000 円	3,300 円	13

2 畑（牧草畑）の部

地 域 名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区（低台）	5,100 円	7,700 円	4,000 円	※ 0
幕別地区（高台）	4,600 円	6,200 円	3,000 円	23
忠 類 地 区	2,900 円	3,400 円	1,000 円	21

○幕別地区の低台地区は、新川の一部、明野北、明野南の一部、軍岡の一部、相川、相川東・北・南・西、猿別の一部、千住 1・2・東、稲士別の一部、依田、西和、途別、幕別・札内市街地も含む。

○幕別地区の高台地区は、上記地区と忠類地区を除いた地区。

※「2 畑(牧草畑)の部 幕別地区(低台)」については、平成 24～26 年中の賃貸借の実例がないため、平成 23 年の賃借料を記載しています。

農地パトロール （利用状況調査）

農業委員会では、平成 21 年度の農地法改正により農地の利用調査が義務化されたことに伴い、平成 22 年 8 月に農地パトロール（利用状況調査）実施要領を制定し、同要領に基づき毎年 1 回、町内の農地の利用状況調査を実施しています。

昨年 9 月に農地パトロールと併せて農地の利用状況調査を実施した結果、遊休農地はありませんでした。

○農地所有者へのお願い

農地は一度耕作をやめて数年経てば、原形が分からないほどに荒れてしまいます。

遊休農地（耕作放棄地）は、農地集積に支障をきたすだけでなく、周辺の病害虫発生を助長し、有害鳥獣の隠れ場所になるなど農業振興に悪影響をおよぼします。

また、ごみの不法投棄、火災発生の原因になるなど生活環境への悪影響も考えられますので、適正な管理をお願いします。